

総務大臣

別紙4

麻生太郎様

基地交付金並びに調整交付金の増額に関する要望書

平成17年8月25日

瑞穂町

瑞穂町議会

基地交付金並びに調整交付金の増額に関する要望書

米軍横田基地は、日米安全保障条約に基づく在日米軍基地として、国防上、極めて重要な施設であると認識しているところであります。

我が瑞穂町は、昭和15年の陸軍多摩飛行場の設置以来、常に国政に協力し、終戦後も数次に亘る横田基地の拡張に応じてまいりました。

その結果、基地への提供面積は217万1千平方メートルに及び、基地総面積の3割強を占めております。

しかし、この提供土地の大部分は滑走路及び着陸誘導施設に使用されているため、基地交付金の対象資産価格は、土地提供面積に比較して著しく低額であります。

横田基地の滑走路は、当町の中心部をえぐるように伸びております。このため町域が東西に分断され、町の発展を著しく阻害しております。

また、住民は通常の離着陸をはじめとして、基地の常駐機による旋回訓練や、ヘリコプターの低空飛行等により、日夜騒音に悩まされ続けております。

改めて、当町がおかれている耐えがたい実情を十分に理解され、下記の事項について速やかに実現されるよう、強く要望するものであります。

記

- 1 基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するとの基本原則に基づき、固定資産税相当額を交付すること。
- 2 基地周辺において、国が買い入れた土地は固定資産税が非課税であるので、この土地を基地交付金対象資産として算入すること。
- 3 国有財産台帳価格の改定を現行の5年から、固定資産税の評価替え時期と一致させ、3年ごとに改定すること。
- 4 政令第3条第1項第2号による配分については、当町の実情を十分考慮し、交付すること。
- 5 基地機能の中で最も重要である滑走路を、一般工作物と同一視せず、特別措置を講ずること。
- 6 米ドル支弁資産について、固定資産税相当額を確保すること。

平成17年8月25日

東京都西多摩郡瑞穂町

瑞穂町長 石塚 幸右衛門

瑞穂町議会
議長 原 成 兆

瑞穂町議会基地対策特別委員会
委員長 森 亘